

保 発 0327 第 1 号
令和 2 年 3 月 27 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第 8 条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第 8 条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。)が本日公布及び施行されることとなっています。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内関係者への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)附則第 6 条に規定する退職被保険者及びその被扶養者の減少により、療養給付費等交付金の交付額が大幅に減少する見込みであることを踏まえ、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)、都道府県及び市町村の事務費軽減及び事務の効率化を図る観点から、現行、年間交付額を 12 分割して毎月交付する方法から、年間一括交付する方法に変更するため、都道府県が各月ごとの被用者保険等拠出対象額及びその内訳を支払基金に通知することとする規定(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 77 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第 8 条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和 59 年厚生省令第 55 号。以下「旧拠出金等省令」という。)第 13 条第 2 号)を削除するもの。

第 2 改正の内容

旧拠出金等省令第 13 条第 2 号を削除する。

第 3 施行期日

改正省令は、本日から施行すること。